

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次 ページ

告示

- 地籍調査に関する事業計画(七四五・農山村振興課)……………1
 - 第二種漁港の指定(七四六・水産漁港課)……………1
 - 道路区域の変更(七四七・道路課)……………5
 - 道路区域の変更及び供用開始(七四八・七四九・道路課)……………5
 - 道路の供用開始(七五〇・道路課)……………6
 - 開発行為に関する工事の完了(七五一・秋田地域振興局建設部)……………6
- 公告
- 一般競争入札の実施(情報企画課)……………6
 - 海区漁業調整委員会指示
 - 漁業法による採捕の制限(三)……………7

告示

秋田県告示第七百四十五号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十八年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十八年十月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 調査を行う者の名称
能代市
- 二 調査地域
能代市二ツ井町禰川原ほか四字
- 三 調査期間
平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

秋田県告示第七百四十六号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第六条第二

項の規定により、次のとおり第二種漁港を指定し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名称	区 域	
	水 域	陸 域
岩館漁港	次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯四十度二十三分四十三秒七二八 五 東経百三十九度五十八分五十一秒二五七七 イ点 北緯四十度二十二分五十四秒六九二 四 東経百三十九度五十八分七秒二七五 六 ウ点 北緯四十度二十三分四十四秒〇二五 四 東経百三十九度五十六分三十五秒八九五九 エ点 北緯四十度二十四分三十八秒五七〇 一 東経百三十九度五十七分二十五秒七二〇七	水域の欄に規定するウ点、同欄に規定するエ点、次のオ点からシ点まで、同欄に規定するア点及び同欄に規定するイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しよ オ点 北緯四十度二十四分三十二秒一八九五 五 東経百三十九度五十七分三十二秒一八〇一 カ点 北緯四十度二十四分二十三秒八一二八 ハ 東経百三十九度五十七分四十七秒五八〇九 キ点 北緯四十度二十四分十四秒〇六四〇 東経百三十九度五十八分四秒二七一七 ク点 北緯四十度二十四分十秒二九一六 東経百三十九度五十八分九秒三九一七 ケ点 北緯四十度二十四分三秒六〇九五

八森漁港	次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯四十度二十一分九秒六七三 東経百四十度一分三十三秒一三七三 イ点 北緯四十度二十分五十三秒六六二八 東経百四十度二十六秒八六六四 ウ点 北緯四十度二十二分三十二秒五三一三 東経百三十九度五十八分三十一秒五一九六 エ点 北緯四十度二十三分七秒九六二〇 東経百三十九度五十九分二十一秒九	水域の欄に規定するウ点、同欄に規定するエ点、次のオ点からソ点まで、同欄に規定するア点及び同欄に規定するイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しよ シ点 北緯四十度二十三分四十九秒八八四一 東経百三十九度五十八分五十一秒六三〇〇 サ点 北緯四十度二十四分〇九〇一 東経百三十九度五十八分三十六秒〇一六六 ソ点 北緯四十度二十三分四十九秒八八四一 東経百三十九度五十八分五十一秒六三〇〇 コ点 北緯四十度二十四分六秒四八八二 東経百三十九度五十八分二十秒三五八六 ク点 北緯四十度二十四分六秒四八八二 東経百三十九度五十八分二十秒三五八六 ケ点 北緯四十度二十四分三秒八八〇一 東経百四十度十五分三十五秒三七六
------	---	--

六	東経百四十度四十分二〇一五 北緯四十度二十二分三十一秒一四六	ク点	東経百四十度四十分五九九九 北緯四十度二十二分十五秒四〇八八 東経百四十度五十八秒二八四六 北緯四十度二十一分五十九秒九四七	コ点	東経百四十度五十八秒八〇七五 北緯四十度二十一分五十六秒五六三	サ点	東経百四十度五十七秒〇一六四 北緯四十度二十一分四十五秒二二〇	シ点	東経百四十度一分十六秒七〇〇六 北緯四十度二十一分三十八秒二二五	ス点	東経百四十度一分二十五秒三三八七 北緯四十度二十一分二十一秒四二五	七点	東経百四十度一分二十五秒八七一五 北緯四十度二十一分十五秒八七五四 東経百四十度一分三十秒三六八八	ソ点
---	-----------------------------------	----	---	----	------------------------------------	----	------------------------------------	----	-------------------------------------	----	--------------------------------------	----	---	----

島漁港 (島)	次のア点からウ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯四十度十八秒三〇一一 東経百三十九度四十二分十一秒〇七一八 イ点 北緯四十度十七秒五八八三 東経百三十九度四十三分六秒二八二〇 ウ点 北緯三十九度五十九分三十三秒六七〇六 東経百三十九度四十二分四十四秒二八五〇	水域の欄に規定するイ点、同欄に規定するウ点、次のエ点からキ点まで、同欄に規定するア点及び同欄に規定するイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域 エ点 北緯三十九度五十九分四十四秒〇七八〇 東経百三十九度四十二分四十四秒八七八九 オ点 北緯三十九度五十九分五十六秒九六〇七 東経百三十九度四十二分二十秒三二五四 カ点 北緯四十度八秒一二一〇 東経百三十九度四十二分十九秒二二九八 キ点 北緯四十度十四秒七〇六二 東経百三十九度四十二分九秒四七七	(西黒 沢)	次のク点を中心とする半径四百四十メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面 ク点 北緯三十九度五十九分五十三秒四四六五 東経百三十九度四十三分四十八秒四三八二	水域の欄の円弧の延長線、次のケ点からス点までを順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域 ケ点 北緯三十九度五十九分一秒六九六二 東経百三十九度四十四分三秒五六五八 コ点 北緯三十九度五十九分五十八秒八一二
------------	---	---	-----------	--	---

平沢漁港	次のア点からウ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに次のナ点及びニ点を結んだ線より下流の白雪川河川水面 ア点 北緯三十九度十七分十八秒〇五二七 東経百三十九度五十五分四十一秒八七二五 イ点 北緯三十九度十八分四十七秒五九七八 東経百三十九度五十八分三十三秒八〇三七 ウ点 北緯三十九度十八分三十七秒八〇三七	水域の欄に規定するイ点、同欄に規定するウ点、次のエ点からト点まで、同欄に規定するナ点、同欄に規定するニ点、次の又点及びネ点、同欄に規定するア点並びに同欄に規定するイ点を順次結んだ線並びに水際線に囲まれた地域 エ点 北緯三十九度十八分四十五秒七三三八 東経百三十九度五十八分五十一秒七六二八 オ点 北緯三十九度十七分五十四秒五八九	二七 東経百三十九度四十四分三秒六一二 一 北緯三十九度五十八分五十四秒六六五五 東経百三十九度四十四分二秒二八六五 シ点 北緯三十九度五十八分五十五秒五九二四 東経百三十九度四十三分四十八秒三八九八 又点 北緯三十九度五十八分五十一秒二七四 東経百三十九度四十三分三十秒一二三八
------	---	---	--

力点	東経百三十九度五十四分五十四秒〇二四〇
力点	北緯三十九度十五分三十分七秒四〇三
力点	東経百三十九度五十四分五十五秒三五七七
キ点	北緯三十九度十五分二十二秒七二七〇
キ点	東経百三十九度五十四分五十七秒二七〇〇
ク点	北緯三十九度十五分二十二秒三八六九
ク点	東経百三十九度五十四分五十五秒二三〇六
ケ点	北緯三十九度十五分十四秒三三六六
ケ点	東経百三十九度五十四分五十五秒〇九〇二
コ点	北緯三十九度十五分十一秒四二〇二
コ点	東経百三十九度五十四分四十八秒七三二六
サ点	北緯三十九度十五分五秒六一四七
サ点	東経百三十九度五十四分五十二秒〇七五六
シ点	北緯三十九度十四分五十八秒二八一八
シ点	東経百三十九度五十四分五十九秒二八七五

又点	北緯三十九度十四分四十八秒四七五五
又点	東経百三十九度五十四分五十七秒七二七
七点	北緯三十九度十四分五十二秒九一四五
七点	東経百三十九度五十四分五十四秒二三八六
ソ点	北緯三十九度十四分五十二秒四八六七
ソ点	東経百三十九度五十四分四十八秒三八二六
夕点	北緯三十九度十四分四十九秒四九九四
夕点	東経百三十九度五十四分四十九秒三八九四
チ点	北緯三十九度十四分四十五秒五四五七
チ点	東経百三十九度五十四分四十九秒九四〇六
ツ点	北緯三十九度十四分三十八秒三五六二
ツ点	東経百三十九度五十四分四十八秒六四八八
テ点	北緯三十九度十四分三十秒〇〇〇八
テ点	東経百三十九度五十四分四十二秒九六六一

象潟漁港	次のア点を中心とする半径二千メートルの円弧及び陸域により囲まれた海面並びに次のキ点及びク点を結んだ線より下流の象潟川河川水面	水域の欄の円弧の延長線、次のイ点から力点まで、同欄に規定するキ点、同欄に規定するク点及び次のケ点から二点までを順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域	
ア点	北緯三十九度十二分五十分三二秒五五	イ点	北緯三十九度十三分四十四秒三五五八
キ点	東経百三十九度五十三分三十三秒三一〇九	ウ点	東経百三十九度五十四分十九秒四二九三
ク点	北緯三十九度十二分五十一秒七九七二	エ点	北緯三十九度十三分十九秒一〇九三
ケ点	東経百三十九度五十三分四十七秒五二二三	オ点	北緯三十九度十三分六秒九七三三
コ点	東経百三十九度五十三分四十七秒五二二三	カ点	北緯三十九度十二分五十九秒一七五九
ク点	東経百三十九度五十三分四十七秒五二二三	ケ点	北緯三十九度十二分五十分八八五八
キ点	東経百三十九度五十三分三十三秒三一〇九	コ点	北緯三十九度十二分三十三秒三三三

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧					
	橋渡し横渡線			由利本荘市滝字湯ノ沢三三番一、二地先から三三番一、二地先まで	七・二〇〇一八・九〇	〇・一二八
	橋渡し横渡線			〃	九・八〇〇一八・九〇	〇・一二八

分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇
分五十二秒〇九〇	八	東経百三十九度五十三分三十九秒九七	七	北緯三十九度十二分五十一秒四一〇

十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七
十三分四十秒八八	五	北緯三十九度十二分三十五秒五八三	四	東経百三十九度五十三分四十一秒五七七

十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九
十四分六秒一九九	三	北緯三十九度十二分四秒一二三九	五	東経百三十九度五十三分六秒二一九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年十月二十七日から同年十一月九日まで

秋田県告示第七百四十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十八年十月二十七日

秋田県告示第七百四十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年十月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	百八号	百八号		由利本荘市島海町小川字下小川八番地先から字明戸五番二地先まで	六・八〇〃 六・八〇	〇・〇五一
	百八号			"	八・二〇〃 八・二〇	〇・〇五一

- 二 供用開始の期日 平成十八年十月二十七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十月二十七日から同年十一月九日まで

秋田県告示第七百四十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十八年十月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	榑渕横渡線	榑渕横渡線		由利本荘市滝字曲沢六七番三	七・五〇〃一六・五〇	〇・一〇〇
	榑渕横渡線			"	一三・五〇〃二九・五〇	〇・一〇〇

- 二 供用開始の期日 平成十八年十月二十七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十月二十七日から同年十一月九日まで

(二) 期間 平成十八年十月二十七日から同年十一月九日まで

秋田県告示第七百五十一号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年十月六日付け指令秋建一三四十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十八年十月二十七日

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年十月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	百七号	由利本荘市二十六木字久保田五番四から五四番二地先まで

秋田県告示第七百五十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年十月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百五十一号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年十月六日付け指令秋建一三四十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十八年十月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 潟上市天王字持谷地百十七―二十五 セジュールS一〇一 加藤 稔 樹
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 潟上市昭和久保字北野白洲野ノ上三番地三

- 一 入札に付する事項
- (一) 調達する役務の名称及び数量
- (2) 電子申請様式作成業務(生活衛生課・道路課関係分)一式
- (3) 電子申請様式作成業務(生活衛生課・環境整備課関係分)一式
- (二) 調達案件の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間
 契約締結の日から平成十九年一月三十一日(水)まで
 二 入札に参加する者に必要な資格
 入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たした者で、当該一般競争入札に参加する資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有することの確認を受けたものとする。
 (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (三) 県内に本社又は本店を有すること。
 (四) 過去二年以内に、情報サービス分野に関する同等程度の規模の契約を二回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
 三 競争入札参加資格の確認の手続
 (一) 競争入札参加資格の確認の申請
 一般競争入札に参加しようとする者は、次により知事に申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 (1) 提出書類及び提出部数
 入札説明書に定める事項を記載した競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格を有することを確認することができる資料 各一部
 (2) 提出方法
 持参し、又は郵送すること。
 (3) 提出期間
 秋田県の休日を除く(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十月二十七日(金)から同年十一月七日(火)の期間の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、最終日については、正午をもって締切とする(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、最終日正午必着とする)。
 (4) 提出場所
 郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県学術国際部情報企画課電子自治体推進班(電話番号〇一八一八六〇―四二七二)
 (一) 競争入札参加資格の確認の時期
 平成十八年十一月八日(水)
 (二) 競争入札参加資格の確認の結果の通知
 競争入札参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通

知する。
 (四) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明
 (1) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、平成十八年十一月十日(金)正午までに、説明を求めめる旨を記載した書面を(四)に掲げる場所に提出しなければならない。
 (2) 説明を求めた者に対しては、平成十八年十一月十四日(火)までに書面等により回答する。
 四 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 三(四)に同じ。
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 三(三)に示す期間において随時交付する。
 五 入札執行の日時及び場所
 一(一)平成十八年十一月二十日(月) 午前十時
 一(二)平成十八年十一月二十日(月) 午前十時三十分
 一(三)平成十八年十一月二十日(月) 午前十一時
 秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室
 六 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。
 七 その他
 (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 (二) 入札の無効
 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 (四) その他

詳細は、入札説明書による。

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
 平成十八年十月二十七日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

(採捕の制限)

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。ただし、第二種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣(から釣を除く)、やす、は具若しくは歩行徒手により採捕する場合は、この限りでない。

一 禁止区域

水深三十メートル以浅の沿岸海域

二 禁止期間

平成十八年十一月一日から平成十九年一月三十一日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄